

●はじめに

今回の調査の結果、称徳天皇の大嘗宮悠紀院の全貌が明らかになりました。本資料では大嘗祭の概要と、称徳天皇の大嘗宮の特徴について解説致します。調査や遺構の概要についてはカラーリーフレットをご参照下さい。

●大嘗祭とは

大嘗祭は天皇が即位後初めて新穀を神に供え、神とともに食する儀式です。11月の下卯の日が祭日とされています。天皇即位後に行う一世一度のものです。即位が7月以前であれば、即位した年に、8月以降であれば、翌年に実施されました。

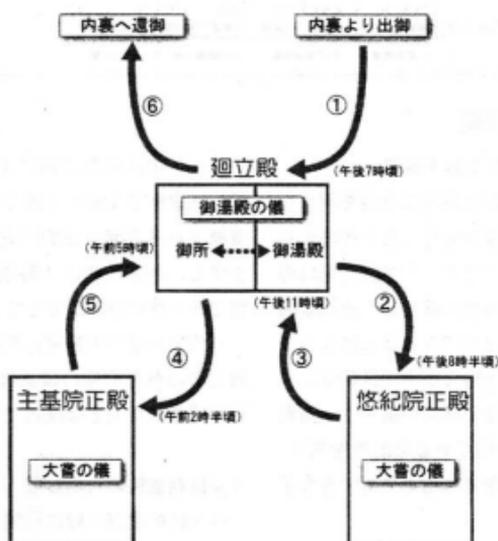


図1 『儀式』による大嘗宮における天皇の動き

- 1) 天皇即位後、悠紀・主基二国を卜定する。
- 2) 8月上旬に悠紀・主基両国に抜穂使を派遣し、9月に抜穂の行事を行い、これを都に運ぶ。
- 3) 祭日の7日前に地鎮を行い、大嘗宮（悠紀院・主基院）と廻立殿を造営する（3日前までの5日間で竣工）。
- 4) 11月下卯の日、悠紀・主基正殿の儀式を行う。天皇は内裏から廻立殿に出御（午後7時頃）。ここで御湯殿の儀（潔斎）を行った後、着替えて悠紀院の正殿に向かい（午後8時半頃）、
- 5) 大嘗祭終了後（翌日辰の日午前5時半頃）、鎮祭の儀式を行い、悠紀・主基両国の人夫によって大嘗宮を解体し、地鎮を行う。
- 6) 翌日から3日間（辰・巳・午の日）節会を行う。

大嘗の儀を行う。その後天皇は廻立殿に戻り（午後11時頃）、再び御湯殿の儀を行った後、祭服を替えて主基院の正殿に向かい（午前2時半頃）、再び大嘗の儀を行う。その後天皇は廻立殿に戻って（午前5時頃）着替えた後、内裏に還御する。

●本調査における大嘗宮は称徳天皇のものとは推定

今回全貌が明らかとなった大嘗宮は、柱穴出土の瓦の年代により、奈良時代後半、第一次大極殿院解体後のものであることがわかります。これにより、淳仁・称徳・光仁・桓武の各天皇のいずれかの大嘗祭にともなうものと考えられますが、淳仁・光仁・桓武の各天皇が大嘗祭を行ったとされる太政官院（乾政官院）は、5時期の大嘗宮の存在が知られる東区の朝堂院にあたることは確実です。したがって、今回の大嘗宮は765年（天平神護1）に行われ、場所が明記されていない称徳天皇のものとなります。

表1 奈良時代の大嘗祭

	年月日	天皇	悠紀国	主基国	史料	史料出典（『続日本紀』）	推定位置
①	716年11月19日 (宝龜2)	元正	遠江	但馬	辛卯、大嘗す。親王已下、及び百官人らに袂を賜うこと差あり、由機は遠江・須機は但馬国の郡司二人に位一階を進む。	宝龜2年11月辛卯条	東区朝堂院朝庭(01期)
②	724年11月23日 (神亀1)	聖武	備前	播磨	己卯、大嘗す。備前国を由機とし、播磨国を須機とす。従五位下石上朝臣勝男・石上朝臣乙麻呂、従六位上石上朝臣諸男、従七位上櫻井朝臣大嶋ら、内の物部を率いて、神籬を斎宮の南北二門に立つ。	神亀元年11月己卯条	東区朝堂院朝庭(02期)
③	749年11月25日 (天平勝宝1)	幸徳	因幡	美濃	乙卯、南葉園新宮において大嘗す。因幡をもって由機国とし、美濃を須機国とす。	天平勝宝元年11月乙卯条	南葉園新宮
④	758年11月23日 (天平宝字2)	淳仁	丹波	播磨	辛卯、乾政官院に御して、大嘗の事を行う。丹波国を由機とし、播磨国を須機とす。	天平宝字2年11月辛卯条	東区朝堂院朝庭(A期)
⑤	765年11月22日か (天平神護1)	称徳	美濃	越前	癸酉、是より先、麻帝、既に淡路に遷る。天皇、重ねて万機に臨む。ここにおいて、更に大嘗の事を行う。美濃国をもって由機とし、越前国を須機とす。【實際の祭日は22日己卯か】	天平神護元年11月癸酉(16日)条	中央区朝堂院朝庭【今回】
⑥	771年11月21日 (宝龜2)	光仁	参河	因幡	癸卯、太政官院に御して、大嘗の事を行う。参河国を由機とし、因幡国を須機とす。参議従三位式部卿石上朝臣宅嗣・丹波守正五位上石上朝臣息嗣・勅旨少輔従五位上兼春官員外亮石上朝臣家成・數位従七位上櫻井朝臣種人、神籬神を立つ。大和守従四位上大伴宿禰古慈榮・左大弁従四位上兼播磨守佐伯宿禰今毛人、門を開く。内麻頭従四位下阿倍朝臣息道・助従五位下阿倍朝臣草麻呂、諸司宿侍の名簿を奏す。右大臣大中臣朝臣清麻呂、神寿詞を奏す。弁官史两国の献物を奏す。右大臣に籠六十疋を賜う。五位已上に金人ごとに一領を賜う。	宝龜2年11月癸卯条	東区朝堂院朝庭(B期)
⑦	781年11月13日 (天応1)	桓武	越前	備前	丁卯、太政官院に御して、大嘗の事を行う。越前国をもって由機とし、備前を須機とす。两国種籬葺好の物を献る。土風歌舞を庭に奏す。五位已上に袂を賜うこと差あり。	天応元年11月丁卯条	東区朝堂院朝庭(C期)

●奈良時代の大嘗宮について

称徳天皇の悠紀院の規模は、北限、南限、東限の確認により、東西31.2m(105尺)、南北43.8m(148尺)であることがわかりました。

また、大嘗宮北門は西宮南門心から南に500尺(148.0m)の位置に設け、大嘗宮が極めて計画的に配置されていたことがわかります。

中央区朝堂院の東側に位置する東区朝堂院では、5時期の大嘗宮を確認しており、このうち明瞭に確認できる3時期の大嘗宮の規模は、今回の大嘗宮とほぼ同一であることがわかります。

その構造には、西と東に門を設けた北半部の区画に白屋と膳屋を東側柱列を描えて配すること、南半部では西側に限りを設けず正殿と御厨を配すること、建物は柱筋を描えて配することなどに共通する特徴を持つことがわかります。

称徳天皇の大嘗祭は、道鏡の影響や天皇の仏教への傾倒により僧侶も参加した異例の形式で実施されたことが知られていますが、奈良時代の大嘗宮の変遷からは、今回の大嘗宮は通例の規模と構造であったと位置づけることができます。

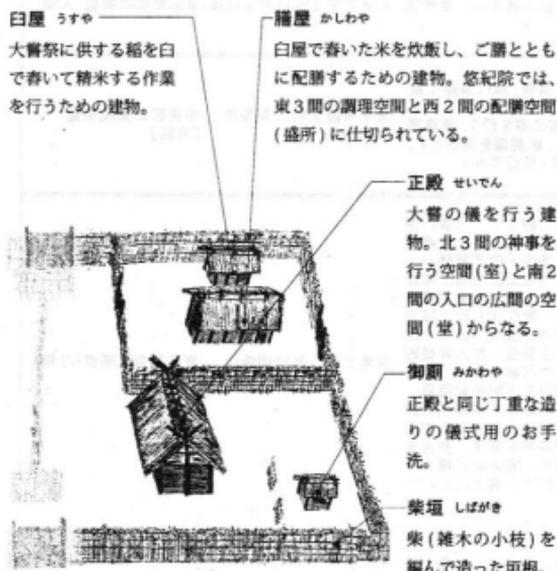
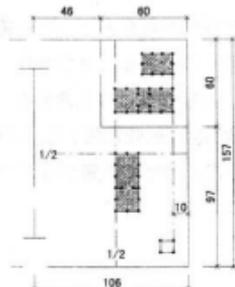


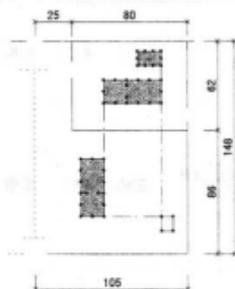
図2 称徳天皇の大嘗宮悠紀院推定復原図

(昭和60年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報をもとに再作図)

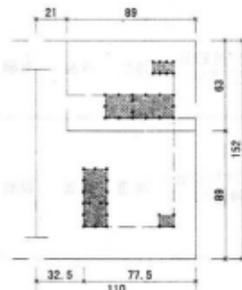
淳仁天皇(758) 東区朝堂院 A期



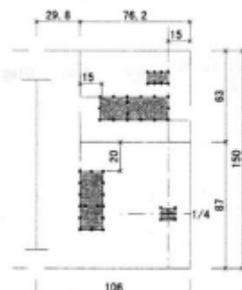
称徳天皇(765) 今回 中央区朝堂院



光仁天皇(771) 東区朝堂院 B期



桓武天皇(781) 東区朝堂院 C期



単位は全て、尺(1尺は0.296mとする)

図3 奈良時代の大嘗宮悠紀院の配置変遷図

表2 大嘗宮の規模一覽

1尺は0.296m

	悠紀院(東半部)		日麗・藤原宮前		日麗		藤原		正殿		御前		北門	南門	東門	小門	小門(中扉)
	東西	南北	東西	南北	桁行	奥行	桁行	奥行	桁行	奥行	東西	南北					
淳仁天皇 (中央区朝堂院 朝庭一二期)	31.325m 106尺	46.500m 157尺	18.050m 60尺	17.900m 60尺	6.220m (21尺) 7尺等間	4.140m (14尺) 7尺等間	11.840m (40尺) 8尺等間	4.740m (16尺) 8尺等間	11.840m (40尺) 8尺等間	4.740m (16尺) 8尺等間	2.690m 8尺	2.370m 8尺	2.960m 10尺	4.740m 16尺	なし	3.260m 11尺	3.900m 12.8尺
					SB11790 3×2間東西棟	SB11785 5×2間東西棟	SB12270 5×2間南北棟		SB12243 1×1間				SB11820	SB12285		SB11826	SB12289
稱徳天皇 (中央区朝堂院 朝庭一今期)	31.2m 105尺	43.8m 148尺	23.6m 80尺	18.3m 62尺	4.880m (16.5尺) 5.5尺等間	2.990m (10尺) 5尺等間	11.840m (40尺) 8尺等間	4.740m (16尺) 8尺等間	11.840m (40尺) 8尺等間	4.740m (16尺) 8尺等間	2.390m 8尺	2.090m 7尺	4.0m 13.5尺	4.0m 13.5尺	2.990m 10尺	1.776m 6尺	不明
					3×2間東西棟	5×2間東西棟	5×2間南北棟		1×1間				朝堂院中軸で対称として推定				
光仁天皇 (東区朝堂院 朝庭一B期)	32.500m 110尺	45.0m 152尺	22.25m 75尺	18.90m 64尺	4.170m (14.1尺) 4.7尺等間	2.370m (8尺) 5尺等間	14.060m (47.5尺) 8.5尺等間	4.740m (16尺) 8尺等間	11.840m (40尺) 8尺等間	4.740m (16尺) 8尺等間	2.960m 10尺	2.390m 8尺	(3.290m) (11尺)	3.150m 10.8尺	2.990m 10尺	2.990m 10尺	不明
					SB12300 3×1間東西棟	SB12290 5×2間東西棟	SB12290 5×2間南北棟		SB12242 1×1間				SB12310	SB12326	SB12300	SB12285	
崇徳天皇 (東区朝堂院 朝庭一C期)	31.325m 106尺	44.4m 150尺	22.6m 76尺	18.40m 64尺	4.170m (14.1尺) 4.7尺等間	2.370m (8尺) 5尺等間	14.060m (47.5尺) 8.5尺等間	4.740m (16尺) 8尺等間	11.840m (40尺) 8尺等間	4.740m (16尺) 8尺等間	2.660m 9尺	2.360m 8尺	3.260m 11尺	3.260m 11尺	2.960m 10尺	2.960m 10尺	不明
					SB12301 3×1間東西棟	SB12290 5×2間東西棟	SB12244 5×2間南北棟		SB12242 1×1間				SB12311	SB12329	SB12304	SB12286	
『儀式』	101尺	150尺	記載なし	記載なし	(16尺) 5.3尺等間	10尺	(40尺) 8尺等間	(16尺) 8尺等間	(40尺) 8尺等間	(16尺) 8尺等間	10尺	8尺			記載なし		
					3×1間東西棟	5×2間東西棟	5×2間南北棟		1×1間								

●調査成果と今後の課題

● 称徳天皇の大嘗宮悠紀院の全容を解明

今回、称徳天皇の大嘗宮悠紀院の全貌を明らかにした結果、平城宮で大嘗祭を行った7代の天皇のうち、南薬園新宮で行ったという孝謙天皇以外の6代の天皇の大嘗宮所在地が確定し、その規模や構造の変遷を考えることができるようになりました。また、称徳天皇の大嘗宮が中央区朝堂院に展開することは、称徳天皇の西宮が第一次大極殿院の跡地に設けられた宮殿である可能性を高め、平城宮全体の構造と変遷を考える上で大きな手がかりとなります。

● 廻立殿の行方

先の調査では悠紀院の北西に位置する大型建物(5間×4間の東西棟)を廻立殿に比定しました。しかし今回、明らかになった称徳天皇の大嘗宮悠紀院の規模と構造は、東区朝堂院で確認した大嘗宮群や『儀式』から復原できる大嘗宮と基本的な違いはありません。この廻立殿のみが『儀式』によって復原される5間×2間の東西棟とは隔絶した規模を誇るのとは不自然で、むしろ今回新たに見つかった掘立柱建物群(建物5・6・7)との関連を考えるべきかも知れません。

また、東区朝堂院朝庭A期において廻立殿に比定した建物は4間×1間の東西棟で、『儀式』から復原される5間×2間の廻立殿とは規模が異なりますし、東区の他の4時期については廻立殿に比定できる建物を確認できていません。

6代の天皇の大嘗宮の所在が明らかになった今、廻立殿の存在形態の確認は奈良時代の大嘗宮について残された大きな課題です。

● 中央区朝堂院の利用形態

中央区朝堂院中軸に展開する建物群(建物5・6・7)の東限の区画施設とみられる掘立柱列3が調査区外の南に延びることから、区画はさらに南へ広がるとみられます。この北限の区画施設とみられる東西柱列2は朝堂の東第一堂の北側柱列と柱筋を揃える位置にあり、廻立殿に比定した大型建物がこの建物群と関連するとすれば、間に区画施設は存在するものの、区画は北側にも展開する可能性があります。

この建物群は、朝堂院中軸に位置する極めて特殊なもので、その性格の解明は奈良時代後半の中央区朝堂院の利用形態や機能を考える上で重要な課題となりました。